

第3問	行政法	公害防止協定	司法試験 H23-26
-----	-----	--------	-------------

〔第3問〕

次の文章は、A町と産業廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）であるYとが締結した公害防止協定（以下「本件協定」という。）に定められた、Yの産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の使用期限を平成15年12月31日とする旨の条項（以下「本件期限条項」という。）に基づき、A町の地位を合併により承継したX市がYに対し、Yの処理施設の使用の差止めを求める訴えについて判断を示した最高裁判所平成21年7月10日第二小法廷判決の判示の一部である。後記アからエまでの各記述について、それぞれ同判決の考え方に適合する場合には1を、適合しない場合には2を選びなさい。

「規定（注1）は、知事が、処分業者としての適格性や処理施設の要件適合性を判断し、産業廃棄物の処分事業が廃棄物処理法の目的に沿うものとなるように適切に規制できるようにするために設けられたものであり、上記の知事の許可（注2）が、処分業者に対し、許可が効力を有する限り事業や処理施設の使用を継続すべき義務を課すものではないことは明らかである。そして、同法には、処分業者にそのような義務を課す条文は存せず、かえって、処分業者による事業の全部又は一部の廃止、処理施設の廃止については、知事に対する届出で足りる旨規定されているのであるから（中略）、処分業者が、公害防止協定において、協定の相手方に対し、その事業や処理施設を将来廃止する旨を約束することは、処分業者自身の自由な判断で行えることであり、その結果、許可が効力を有する期間内に事業や処理施設が廃止されることがあったとしても、同法に何ら抵触するものではない。したがって、（中略）本件期限条項が（中略）廃棄物処理法の趣旨に反するということもできない。」

（注1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の諸規定を指す。

（注2）廃棄物処理法が定める産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可を指す。

- ア. 市町村は、処分業者との間で公害防止協定を締結し、法律又は条例に根拠がなくても、協定の定めにより処分業者に対し、公害防止のための義務を課することができる。
- イ. 市町村ではなく県が処分業者との間で公害防止協定を締結し、処分業者に対し、県知事が廃棄物処理法に基づいて行った許可が効力を有する期間内に、事業や処理施設を廃止する義務を課すことも、同法に抵触しない。
- ウ. Yが本件協定の本件期限条項に違反して処理施設の使用を継続した場合、県知事は廃棄物処理法に基づく処理施設の設置許可を撤回することができる。
- エ. 市町村が処分業者に対し、公害防止協定に基づく義務の履行を求める訴えは、法律上の争訟に当たる。

第3問	行政法	公害防止協定	正解			
			ア1	イ1	ウ2	エ1

ア適合する。

公害防止協定の締結につき法律・条例の根拠を要するかに関しては、本判決では直接の争点になっていない。もっとも、本判決は、特に法律や条例の根拠を問わずに、地方公共団体が締結した公害防止協定が事業者に対し法的拘束力を持ち得ることを前提に、協定の法的限界を論じていることから、地方公共団体は法律・条例の根拠なしに公害防止協定により事業者を法的に拘束できるとする通説的な考え方に従ったものであると理解されている。

イ適合する。

本判決は、「処分業者が、公害防止協定において、協定の相手方に対し、その事業や処理施設を将来廃止する旨を約束することは、処分業者自身の自由な判断で行えることであり、その結果、許可が効力を有する期間内に事業や処理施設が廃止されることがあったとしても、同法に何ら抵触するものではない」としている。このことからすると、公害防止協定の相手方が市町村ではなく県であっても、当該協定により許可の効力期間中に処分業者に事業や処理施設を廃止する義務を課すことも、廃棄物処理法に抵触するものではないと考えられる。

ウ適合しない。

行政行為の撤回の事由としては、①授益処分を受けた者が、当該授益処分の根拠法に定める義務に違反したとき、②授益処分をするに際して、申請者側に要求される免許・許可要件が事後的に消滅した場合、③もっぱら公共の利益の必要上撤回が必要となる場合が挙げられる。①について、Yは、県知事から処理施設の設置許可という授益処分を受けている。そして、当該授益処分の根拠法は廃棄物処理法であるところ、本件期限条項に違反して処理施設の使用を継続する行為は、本件協定に違反する行為であって、廃棄物処理法に違反する行為ではない。②について、本件協定は、A町とYとの間で結ばれたものであり、県知事による廃棄物処理施設の設置許可とは無関係であるので、本件協定の本件期限条項に違反しても、許可要件が事後的に消滅した場合にはあたらぬ。③について、本件期限条項に違反して処理施設の使用を継続したとしても、それだけで、直ちに公共の利益の必要上撤回が必要となる場合にはあたらぬ。

よって、行政行為の撤回の事由はないから、本件期限条項に違反して処理施設の使用を継続したことを理由として、県知事は、廃棄物処理法に基づく処理施設の設置許可を撤回することができない。

エ適合する。

本判決は、地方公共団体が事業者に対し規制的效果を持つ契約の履行を求める訴えを不適法とせず本案審理していることから、地方公共団体が事業者に対し条例に基づく義務の履行を求める訴えを法律上の争訟ではないとして不適法とした判例（最判平14.7.9）の射程が本件には及ばないことを前提にしているものと解されている。